発議第８号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１１０条第５項及び廿日市市議会会議規則（昭和６３年廿日市市議会規則第１号）第１４条第２項の規定により、廿日市市議会議員政治倫理条例案を次のように提出する。

平成２３年９月２８日

廿日市市議会議長　角田　俊司　様

提出者　議会基本条例等制定特別委員会

委員長　山　田　武　豊

廿日市市議会議員政治倫理条例

（目的）

第１条　この条例は、廿日市市議会議員（以下「議員」という。）が、市民の代表者として、人格と倫理の向上に努め、その地位による影響力を不正に行使して、自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、市民に信頼される公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（議員の責務）

第２条　議員は、市政に関する権限及び責務を深く自覚し、市民の代表者としてより高い倫理観をもって、地方自治の本旨に基づきその使命の達成に努めなければならない。

（政治倫理基準）

第３条　議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1)　市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利又は不利な取り計らいをしないこと。

(2)　議員及びその後援団体の政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある行為及び寄附の受領をしないこと。

(3)　公正を疑われるような金品の授受をしないこと。

(4)　市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。

(5)　市職員の採用、昇任、人事異動等に関し、特定の者の推薦、紹介等をしないこと。

(6)　前各号に定めるもののほか、市民の代表者として、その品位を損なうような行為を慎み、その職務に関して、不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。

２　前項に規定する政治倫理基準の運用に当たっては、議員の正当な活動を制限することのないよう留意しなければならない。

（請負等に関する遵守事項）

第４条　議員は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９２条の２の趣旨を尊重し、次に掲げる企業が市の発注する工事等の請負及び業務委託の契約を辞退するよう努めなければならない。

(1)　議員の配偶者又は二親等以内の親族が役員（法人税法（昭和４０年法律第３４号）第２条第１５号に規定する役員をいう。）をしている企業

(2)　議員が資本金その他これに準ずるものの５分の１以上を出資している企業

(3)　議員が顧問料等その名目を問わず報酬を受領している企業

２　前項に該当する議員は、責任をもって関係企業の辞退届を提出しなければならない。

３　前項の辞退届は、議員の任期開始の日から３０日以内に議長に提出するものとする。ただし、任期開始後に第１項に規定する事由が発生した場合にあっては、当該事由が発生した日から３０日以内に提出するものとする。

４　議長は、前項の規定により提出された辞退届の写しを速やかに市長に送付しなければならない。

５　辞退届の提出状況については、公表するものとする。

（審査請求）

第５条　第３条第１項に規定する政治倫理基準又は前条第１項若しくは第２項（以下「政治倫理基準等」という。）に反する疑いがあると認められる議員があるときは、議員の定数の６分の１以上の連署により、議長に審査を請求することができる。

２　前項の規定による審査請求をしようとする者は、審査請求書に政治倫理基準等に反する行為があることを証する書類等を添えて議長に提出しなければならない。

（審査会の設置等）

第６条　議長は、前条第１項に規定する審査の請求があったときは、廿日市市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置

し、当該審査に係る事案の審査（以下「審査」という。）を審査会に付託する。

２　審査会の委員（以下「委員」という。）の定数は、議員の定数の３分の１以内とする。

３　委員は、議員のうちから、議長が指名する。

４　審査会には、委員長及び副委員長各１人を置き、審査会において互選する。

５　審査会の定足数及び表決については、廿日市市議会委員会条例（昭和６３年条例第３号）第１５条及び第１６条の規定を準用する。

６　委員の任期は、審査を終了し、その結果を議長に報告したときまでとする。

７　審査会の会議は、原則非公開とする。ただし、必要があると認めるときは、出席委員の過半数の同意をもって、これを公開とすることができる。

８　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

９　委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

（審査会の審査）

第７条　審査会は、議長から審査を付託されたときは、当該審査請求の適否及び政治倫理基準等に反する行為の存否について審査する。

２　審査会は、審査の請求をされた議員（以下「被審査議員」という。）、審査の請求をした議員その他審査のため必要な者に審査会の会議への出席を求め、意見又は事情を聴取することができる。

３　被審査議員は、審査会から出席の要請があった場合は、出席し、誠実に答えなければならない。

４　審査会は、審査を行うため、必要な調査を行うことができる。

５　審査会は、被審査議員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

６　審査会は、審査を付託された日から６０日以内に審査を完了し、審査の結果を議長に文書をもって報告しなければならない。

７　審査会は、前項に規定する期間内に審査を終了することができないときは、審査を付託された日から９０日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、審査会は、当該延長の理由を議長に報告するものとする。

８　議長は、審査の結果の報告があった日から１４日以内に、審査の結果を審査の請求をした議員に通知するとともに、概要を公表するものとする。

（議会の措置等）

第８条　議会は、審査会の報告を尊重し、政治倫理基準等に反すると認められる議員に対し、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するために必要な措置を講じるものとする。

２　前項の規定により辞職勧告を受けた議員は、市政に対する市民の信頼を回復するため、辞職手続をとるものとする。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附　則

１　この条例は、平成２３年１０月１日から施行する。

２　議会は、この条例の施行後適当な時期において、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。

（提案理由）

議員の政治倫理の確立を図り、市民に信頼される公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的として、議員の遵守しなければならない政治倫理基準等を定めるため、この条例案を提出するものである。

（発議第８号議案説明書）

廿日市市議会議員政治倫理条例

１　制定の理由

議員が、市民の代表者として、人格と倫理の向上に努め、その地位による影響力を不正に行使して、自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、市民に信頼される公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的として、この条例を制定する。

２　条例の内容

(1) 議員の責務

議員は、市政に関する権限及び責務を深く自覚し、市民の代表者としてより高い倫理観をもって、地方自治の本旨に基づきその使命の達成に努めなければならない。

(2) 政治倫理基準

ア　議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(ｱ)　市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利又は不利な取り計らいをしないこと。

(ｲ)　議員及びその後援団体の政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある行為及び寄附の受領をしないこと。

(ｳ)　公正を疑われるような金品の授受をしないこと。

(ｴ)　市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。

(ｵ)　市職員の採用、昇任、人事異動等に関し、特定の者の推薦、紹介等をしないこと。

(ｶ)　(ｱ)から(ｵ)までに定めるもののほか、市民の代表者として、

その品位を損なうような行為を慎み、その職務に関して、不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。

イ　アに規定する政治倫理基準の運用に当たっては、議員の正当な活動を制限することのないよう留意しなければならない。

(3) 請負等に関する遵守事項

ア　議員は、地方自治法第９２条の２の趣旨を尊重し、次に掲げる企業が市の発注する工事等の請負及び業務委託の契約を辞退するよう努めなければならない。

(ｱ)　議員の配偶者又は二親等以内の親族が役員をしている企業

(ｲ)　議員が資本金その他これに準ずるものの５分の１以上を出資している企業

(ｳ)　議員が顧問料等その名目を問わず報酬を受領している企業

イ　アに係る辞退届の提出等について定める。

(4) 審査請求

(2)の政治倫理基準又は(3)の請負等に関する遵守事項に反する疑いがあると認められる議員があるときは、議員の定数の６分の１以上の連署により、議長に審査を請求することができる。

(5) 廿日市市議会議員政治倫理審査会

ア　設置

議長は、(4)に規定する審査の請求があったときは、廿日市市議会議員政治倫理審査会を設置し、当該審査に係る事案の審査を付託する。

イ　組織等

(ｱ) 委員の定数は、議員の定数の３分の１以内とする。

(ｲ) 委員は、議員のうちから、議長が指名する。

(ｳ) 委員の任期は、審査を終了し、その結果を議長に報告したときまでとする。

ウ　運営

廿日市市議会議員政治倫理審査会の運営について定める。

エ　審査

廿日市市議会議員政治倫理審査会の審査について定める。

(6) 議会の措置等

ア　議会は、廿日市市議会議員政治倫理審査会の報告を尊重し、政治倫理基準等に反すると認められる議員に対し、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するために必要な措置を講じるものとする。

イ　アの規定により辞職勧告を受けた議員は、市政に対する市民の信頼を回復するため、辞職手続をとるものとする。

(7) 見直し規定

議会は、この条例の施行後適当な時期において、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

3　施行期日

平成２３年１０月１日

発議第９号

３０人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

地方自治法第９９条及び会議規則第１４条の規定により、別紙のとおり意見書案を提出する。

平成２３年９月２８日

廿日市市議会議長　角田　俊司　様

提出者	廿日市市議会議員	高　橋　みさ子
賛成者	〃	田　中　憲　次
〃	〃	藤　田　俊　雄
〃	〃	徳　原　光　治
〃	〃	大　畑　美　紀
〃	〃	砂　田　麻佐文
〃	〃	石　原　　顕
〃	〃	岡　本　敏　博
〃	〃	仁井田　和　之

３０人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことから、「教育は未来への先行投資」であることが多くの国民の共通認識となっています。

日本は、ＯＥＣＤ諸国に比べて、１学級当たりの児童生徒数や教員１人当たりの児童生徒数が多くなっています。

日本の小中学校で、３１人以上の学級に在籍する児童生徒の割合は、文科省調査によれば小学校５４％、中学校８２％となっています。子どもたちは、様々な価値観や個性・ニーズを持っており、小１プロブレム・中１ギャップへの対応も必要となっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。保護者へのアンケートによると、「保護者が思う適正なひとクラスの児童生徒数」は、３０人：４５．４％、２５人：２０．５％、２０人：１６．０％、３５人：８．４％の順となっています。（日本の教育を考える１０人委員会、平成１９年保護者アンケート）

このように、保護者も３０人以下学級を望んでいることは明らかであり、国民の願いです。ＯＥＣＤ諸国並みの教育環境を整備するために、標準定数法を改正し、国の財政負担と責任で学級編制を３０人以下とすべきです。

教育予算について、ＧＤＰに占める教育費の割合は、ＯＥＣＤ諸国の中で日本は長年下位グループに位置しています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は２分の１から３分の１に引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。

将来を担う子どもたちへの教育は極めて重要です。子どもたちが全国どこに住んでいても教育の機会均等が担保され、教育水準が維持向上されるように施策を講じる必要があります。

よって、政府におかれましては平成２４年度の予算編成にあたり、次の事項について実施されますよう要望します。

記

１．一昨年行われた総選挙の際の各党のマニフェストや政策集に位置づいてい

る、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、ＯＥＣＤ諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、３０人以下学級とすること。

２．教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を２分の１に復元すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２３年９月２８日

広島県廿日市市議会

意見書提出先

内閣総理大臣　野田佳彦宛
財務大臣　安住淳宛
文部科学大臣　中川正春宛
総務大臣　川端達夫宛

発議第１０号

障がい者の権利を保障する新たな総合福祉法の制定を求める意見書

地方自治法第９９条及び会議規則第１４条の規定により、別紙のとおり意見書案を提出する。

平成２３年９月２８日

廿日市市議会議長　角田　俊司　様

提出者	廿日市市議会議員	栗　栖　俊　泰
賛成者	〃	広　畑　裕一郎
〃	〃	松　本　太　郎
〃	〃	堀　田　憲　幸
〃	〃	細　田　勝　枝
〃	〃	古　井　国　雄
〃	〃	登　　宏太郎
〃	〃	三分一　博　史
〃	〃	植　木　京　子

障がい者の権利を保障する新たな総合福祉法の制定を求める意見書(案)

障害者自立支援法につき、国は、平成２２年１月７日、障害者自立支援法違憲訴訟の原告ら７１名との間で、速やかに応益負担制度を廃止し、遅くとも平成２５年８月までに、障害者自立支援法を廃止し新たな総合的な福祉法制を実施するとの基本合意に至った。

基本合意が実現されるためには、平成２１年１２月から、内閣の障がい者制度改革推進本部のもとすすめられている制度改革が、真に障がい者の権利保障に資するものとして結実することが重要である。

障がい者制度改革推進会議による「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」（平成２２年６月７日）では、障がい者制度改革の基本的考え方として、「責任を分担し必要な支援を受けながら、自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加・参画する主体としてとらえる。」ことが示されている。

また、廿日市市でも、第二次廿日市市障がい者福祉計画において、ノーマライゼーションとリハビリテーションを基本理念として、「障がいのある人が社会生活や地域社会の発展のための活動に参加し、すべての市民と同じように生活することができる権利を持つ完全参加と平等の実現をめざす。」としている。

このように、障がい者が自ら選んだ地域において、個々の状況に応じ自立生活を送り社会活動に参画できる社会の実現のためには、障がい者が自らの選択により、必要な支援が利用できることが必要である。

以上の観点から、障害者総合福祉法（仮称）の確実な成立・施行を求めるとともに、障がい者が自ら選んだ地域で自分らしく暮らせる社会を実現するため、国会および政府に対し以下について要請する。

１．障害者総合福祉法（仮称）制定にあたり、推進会議および総合福祉部会がとりまとめる新たな総合福祉法についての意見・提言を尊重し、障がい者ら当事者の意見を十分に反映させること。
２．障害者総合福祉法（仮称）において、障がい者の自立した地域生活が可能となる、質的・量的に充実した障害福祉施策の提供体制を確立すること。
３．障害者総合福祉法（仮称）制定にあたり、障がい者福祉制度を充実させるため地方自治体の財源を十分確保すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２３年９月２８日

広島県廿日市市議会

意見書提出先

衆議院議長　横路孝弘宛
参議院議長　西岡武夫宛
内閣総理大臣　野田佳彦宛
厚生労働大臣　小宮山洋子宛